

平成21年度準要保護の基準

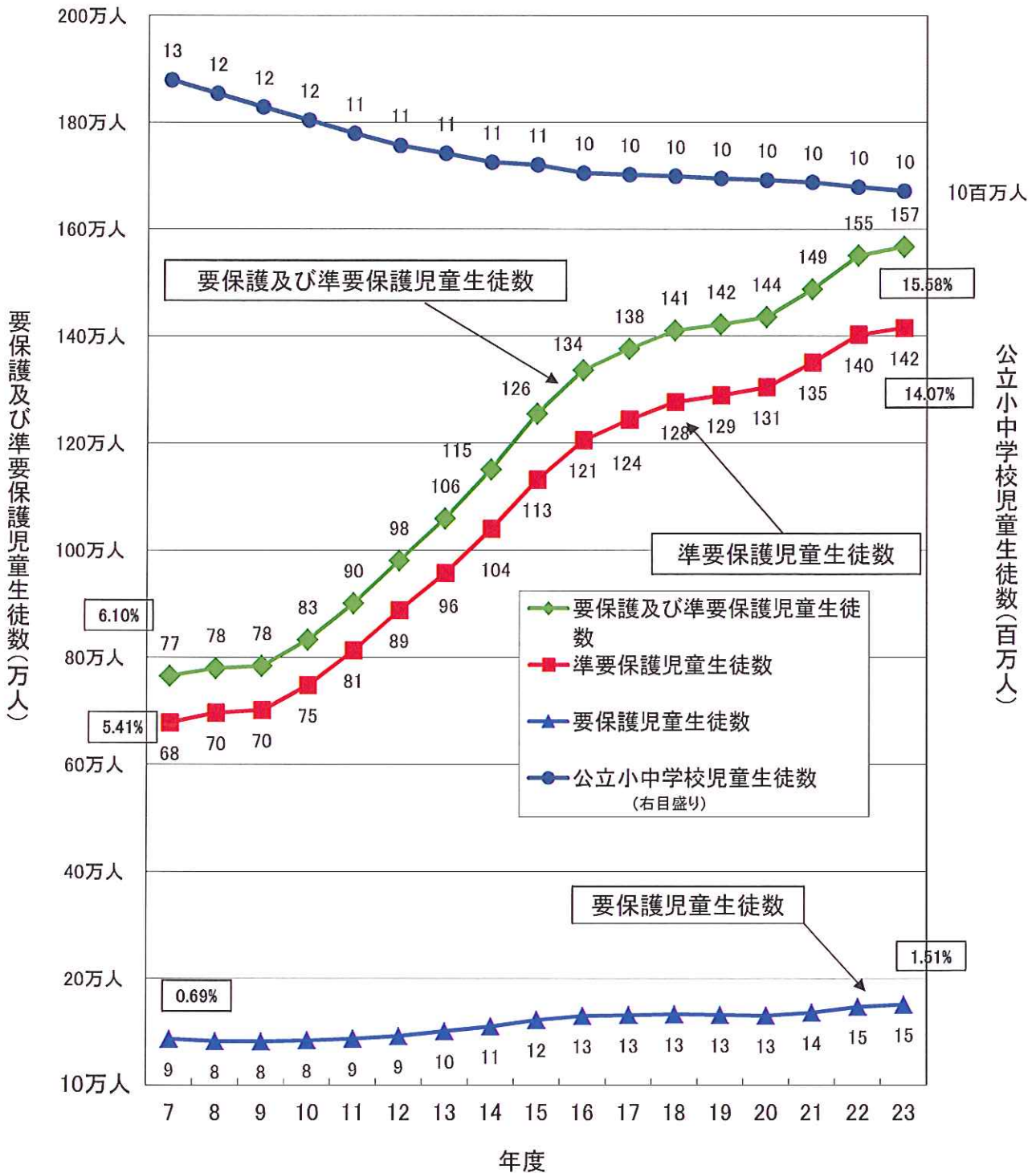
●生活保護基準額に一定の計数を掛けたもののうち生活保護基準の1.0倍の基準を使用している自治体

1	北海道	松前町
2	北海道	八雲町
3	北海道	江差町
4	北海道	乙部町
5	北海道	今金町
6	北海道	黒松内町
7	北海道	倶知安町
8	北海道	月形町
9	北海道	中富良野町
10	北海道	下川町
11	北海道	浜頓別町
12	青森県	十和田市
13	岩手県	岩手町
14	岩手県	岩泉町
15	岩手県	田野畑村
16	宮城県	仙台市
17	宮城県	多賀城市
18	宮城県	富谷町
19	福島県	三春町
20	栃木県	壬生町
21	栃木県	野木町
22	群馬県	みどり市
23	埼玉県	熊谷市
24	埼玉県	桶川市
25	千葉県	千葉市
26	千葉県	大網白里町
27	千葉県	御宿町
28	千葉県	御宿町
29	東京都	福生市
30	東京都	羽村市
31	神奈川県	横浜市
32	神奈川県	川崎市
33	神奈川県	三浦市
34	新潟県	聖籠町
35	新潟県	刈羽村
36	富山県	射水市
37	富山県	入善町
38	福井県	鯖江市
39	福井県	坂井市
40	岐阜県	坂祝町
41	愛知県	名古屋市
42	愛知県	津島市
43	愛知県	碧南市
44	愛知県	大府市
45	愛知県	知多市
46	三重県	朝日町
47	滋賀県	日野町
48	大阪府	大阪市
49	大阪府	堺市
50	大阪府	泉佐野市
51	大阪府	交野市
52	大阪府	田尻町
53	大阪府	岬町

54	兵庫県	西宮市
55	兵庫県	朝来市
56	兵庫県	新温泉町
57	奈良県	川西町
58	奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合
59	和歌山県	和歌山市
60	和歌山県	橋本市
61	和歌山県	田辺市
62	和歌山県	白浜町
63	和歌山県	すさみ町
64	島根県	隠岐の島町
65	広島県	安芸太田町
66	広島県	北広島町
67	高知県	宿毛市
68	高知県	香南市
69	高知県	香美市
70	高知県	本山町
71	高知県	土佐町
72	高知県	本山町土佐町中学校組合
73	佐賀県	佐賀市
74	佐賀県	吉野ヶ里町
75	長崎県	対馬市
76	長崎県	鹿町町
77	熊本県	八代市
78	熊本県	上天草市
79	熊本県	合志市
80	熊本県	和水町
81	熊本県	大津町
82	熊本県	菊陽町
83	熊本県	小国町
84	熊本県	西原村
85	熊本県	御船町
86	熊本県	氷川町
87	熊本県	氷川町及び八代市中学校組合
88	大分県	別府市
89	宮崎県	都城市
90	宮崎県	日南市
91	宮崎県	えびの市
92	宮崎県	清武町
93	宮崎県	木城町
94	鹿児島県	鹿屋市
95	鹿児島県	さつま町
96	沖縄県	宜野湾市
97	沖縄県	糸満市
98	沖縄県	宮古島市
99	沖縄県	八重瀬町

※一般的に準要保護の認定基準は「児童扶養手当の支給」、「市町村民税の非課税」など複数の基準により認定している。したがって、上記基準に合致しなくても他の基準により認定されることがあるので留意が必要。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (平成7年度～平成23年度)



※ 要保護児童生徒数・・・生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数・・・要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

平成23年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者)	公立小中学校児童 生徒総数	(A) / (C)	(B) / (C)
	(A) 人	(B) 人	(C) 人	%	%
北海道	15,454	80,293	407,867	3.79	19.69
青森	1,366	18,503	111,332	1.23	16.62
岩手	1,009	9,822	106,331	0.95	9.24
宮城	2,337	17,931	187,493	1.25	9.56
秋田	852	8,968	78,751	1.08	11.39
山形	354	6,365	94,151	0.38	6.76
福島	1,197	16,343	165,255	0.72	9.89
茨城	1,410	15,705	246,277	0.57	6.38
栃木	1,266	9,242	164,845	0.77	5.61
群馬	687	10,288	170,469	0.40	6.04
埼玉	6,712	67,133	576,031	1.17	11.65
千葉	5,168	39,430	485,875	1.06	8.12
東京	15,825	169,901	793,352	1.99	21.42
神奈川	10,492	91,241	677,226	1.55	13.47
新潟	1,269	34,213	188,493	0.67	18.15
富山	69	6,427	88,366	0.08	7.27
石川	293	12,926	97,858	0.30	13.21
福井	153	5,170	69,138	0.22	7.48
山梨	198	6,625	70,564	0.28	9.39
長野	666	18,719	182,297	0.37	10.27
岐阜	521	12,578	179,496	0.29	7.01
静岡	1,676	16,748	308,014	0.54	5.44
愛知	4,957	63,888	636,427	0.78	10.04
三重	1,274	15,923	154,440	0.82	10.31
滋賀	1,063	14,692	126,233	0.84	11.64
京都	6,045	33,599	195,506	3.09	17.19
大阪	25,360	166,453	700,287	3.62	23.77
兵庫	8,671	70,665	458,315	1.89	15.42
奈良	1,774	11,459	109,787	1.62	10.44
和歌山	697	10,888	80,083	0.87	13.60
鳥取	456	6,157	47,657	0.96	12.92
島根	381	7,297	56,684	0.67	12.87
岡山	2,088	22,410	161,343	1.29	13.89
広島	4,312	46,229	227,689	1.89	20.30
山口	1,029	27,621	112,431	0.92	24.57
徳島	932	8,983	59,766	1.56	15.03
香川	964	9,673	81,836	1.18	11.82
愛媛	1,091	11,853	114,907	0.95	10.32
高知	1,353	11,588	53,840	2.51	21.52
福岡	9,652	82,037	409,953	2.35	20.01
佐賀	386	7,683	75,426	0.51	10.19
長崎	2,285	17,869	119,138	1.92	15.00
熊本	1,408	18,834	152,271	0.92	12.37
大分	1,029	13,078	94,406	1.09	13.85
宮崎	1,083	12,264	95,792	1.13	12.80
鹿児島	2,302	25,666	140,545	1.64	18.26
沖縄	2,494	24,391	146,873	1.70	16.61
合計	152,060	1,415,771	10,061,116	1.51	14.07

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成 25 年 10 月 4 日 社会保障審議会生活保護基準部会
第 14 回議事録（抜粋）

日時：平成 25 年 10 月 4 日（金）15:00～17:00

場所：中央合同庁舎 5 号館専用第 23 会議室

○岩田部会長代理

インフレになった場合ということなのですが、これは前回の部会の最後のときに、デフレで下げるならインフレになったら上げるのですねと私は質問しています。それで、上げますという回答を得ていますので、検討というよりは、当然それは上げるのだと私は了解していますので、よろしくお願ひしたいと思います。つまり、私たち部会報告ではない部分で、しかもある一定のまとまった分を、
今、生活保護を受けている人にツケを回した感じになっているので
すね。ですから、その部分は考慮していただきたいと思います。

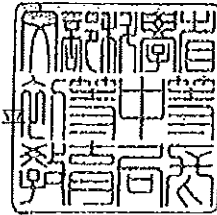
写

25文科初第681号
平成25年9月4日

各都道府県教育委員会教育長 殿

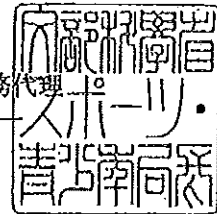
文部科学省初等中等教育局長

前川 喜平



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長事務代理
文部科学事務次官 山中 伸



(印影印刷)

「生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について」
に係る情報提供について (通知)

文部科学行政については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活扶助基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で2月5日に「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について (対応方針)」を申し合わせているところですが、今般、政府において、平成26年度予算の概算要求が取りまとめられたことを踏まえ、厚生労働省から「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成25年9月3日付け厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。)を発出し、地方自治体に対し、改めて、政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で各地方自治体において適切に御判断いただくよう、依頼を行っているところです。(別添1)

これに関連して、厚生労働省から文部科学省に対して次官通知の趣旨を各地方自治体関係部局に周知するよう依頼がありました。

については、次官通知を送付しますので、次官通知を確認いただいた上で適切に御判断・御対応いただくとともに、域内の市町村に対し、次官通知を確認いただいた上で適切に御判断・御対応いただけるよう周知願います。



別添 1

厚生労働省発社援0903第1号
平成25年9月3日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について (通知)

生活扶助基準については、その適正化の観点から、本年8月1日より新たな基準に見直したところです。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、本年2月5日に全閣僚で対応方針(別添)を確認したところです。

また、各地方自治体に対しても、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成25年5月16日厚生労働省発社援0516第2号)を発出し、政府の対応方針をお示しするとともに、この対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、地方自治体で独自に実施されている事業についても適切にご判断・ご対応いただくようお願いさせていただいたところです。

今般、政府においては、平成26年度予算の概算要求が取りまとめられたところであり、今後、予算編成に向けた作業を進めていくこととなりますが、各地方自治体におかれましても、改めて、政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、各地方自治体におかれては、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、ご配慮をお願いいたします。

平成21年度準要保護の基準の概要

認定要件の主なもの	市町村数 (複数回答)
児童扶養手当の支給	1,236
市町村民税の非課税	1,175
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,048
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,034
国民年金の掛金の減免	873
保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	797
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	785
市町村民税の減免	782

市町村における 基準の倍率	市町村数
～ 1.1 倍以下	177
～ 1.2 倍以下	211
～ 1.3 倍以下	487
～ 1.4 倍以下	23
～ 1.5 倍以下	138
1.5 倍超	12
計	1,048

生活扶助基準の見直しに伴い、影響を受ける市が実施している制度について(平成25年3月現在速報)

局名	制度名	※A	件数
財政関係部局	個人住民税の非課税(国)		7
	個人住民税の非課税限度額(国)		
	個人の市県民税の減免制度		
	固定資産税・都市計画税の減免制度		
	軽自動車税の減免制度		
	延滞金の減免制度		
	滞納処分における給料等の差押禁止額のうち最低生活費相当部分の設定(国)		
保健福祉関係部局	生活福祉資金貸付制度(国)※実施主体は社協		27
	中国残留邦人等に対する支援給付(国)		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額(国)※実施主体は社協		
	せんそく等小児指定疾患医療費助成事業		
	健康診査事業		
	がん検診等費用免除申請	○	
	高額療養費制度(国民健康保険・後期高齢者医療)(国)	○	
	標準負担額減額制度(国民健康保険・後期高齢者医療)(国)	○	
	高額介護合算療養費制度(国民健康保険・後期高齢者医療)(国)	○	
	一部負担金減免及び徴収猶予制度(国民健康保険・後期高齢者医療)	○	
	墓地管理料の減免制度		
	高齢者等おむつ給付等事業(国)		
	三世同居等支援事業		
	国民年金保険料の法定免除制度(国)	○	
	国民年金保険料の申請免除制度(国)	○	
	家族介護慰労(国)		
	徘徊高齢者位置情報システム(国)	○	
	外国人等高齢者福祉給付金支給	○	
	生活管理指導短期宿泊(国)	○	
	成年後見制度利用支援(国)	○	
	養護老人ホームへの措置における被措置者の扶養義務者に対する負担金徴収制度	○	
	介護保険料の減免制度(国)	○	
	居住費・食費の軽減(介護保険)(国)	○	
	高額介護サービス費(介護保険)(国)	○	
	介護保険利用者負担額の減免制度(国)	○	
	高額介護合算療養費制度(介護保険)(国)	○	
	市立障害児施設の食事負担額	○	
子ども関係部局	子ども医療費助成制度	○	16
	児童入所施設措置費等支弁事業(国)	○	
	私立幼稚園就園奨励費補助金(国)	○	
	児童福祉施設入所児童徴収金(国)	○	
	母子家庭等医療費助成	○	
	高等技能訓練促進費等事業	○	
	子育て短期支援事業	○	
	子どもルーム	○	
	エンゼルヘルパー派遣事業	○	
	保育料算定(国)	○	
	延長保育事業	○	
	一時預かり事業	○	
	特定保育事業	○	
	休日保育事業	○	
	グループ型小規模保育・家庭的保育事業	○	
	病児・病後児保育事業(国)	○	
	環境関係部局	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付制度	
農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業分担金の減免制度		○	1
経済農政関係部局			4
都市関係部局	市営住宅使用料の減免制度	○	
建設関係部局	木造住宅耐震改修費補助事業	○	6
	民間賃貸住宅入居支援制度	○	
	民間賃貸住宅入居支援補助制度	○	
	指定自転車駐輪場の整理に要する費用の免除	○	
	下水道使用料減免	○	
水道関係部局	公共下水道事業受益者負担金減免		1
	公共下水道事業受益者分担金減免		
教育委員会事務局	水洗便所改造特別助成	○	5
	水道料金の減免制度		
	就学援助(要保護者)(国)		
	就学援助(準要保護者)		
	特別支援教育就学奨励費		
育英資金			
災害共済給付の共済掛金(日本スポーツ振興センター掛金)			
合計 67件 (国:27件、市:40件)			33

※A 生活保護基準の改定に伴い、住民税非課税限度額に影響することにより、派生的に影響を受ける制度

スウェーデン国民は何ゆえ高負担を受け入れるのか？ ～逆進性の議論が聞かれなないのは何ゆえか？

所得格差は努力の結果か？

People get rewarded for effort

	Sweden	US	Others	Sweden	US	Others
Strongly agree	3	11	5	3	4	4
Agree	31	50	35	17	20	16
Neither	36	22	25	29	27	22
Disagree	20	9	25	31	31	35
Strongly disagree	5	2	7	15	8	17
Don't know	6	6	3	5	9	6
Agree-Disagree	9	50	8	-26	-15	-32

所得格差は経済発展に必要か？

Differences in income necessary for prosperity

スウェーデン人の意識と国民性

①スウェーデン人が求めるのは、「結果の平等」ではなく「機会の平等」

⇒スウェーデンの社会保障は「機会の平等」を保障するために必要

②受益と負担の関係が明確

⇒国民にとって見えやすい

③高齢世代だけでなく、現役世代にも返ってくる⇒高い納得感

④社会保障は人生の各局面で誰もが直面するリスクに対する備え

⇒普遍主義的社会保障

⑤個人の自立意識の強さと社会的連帯を重視する国民性

⑥政治・政府に対する国民の絶大な信頼(納税＝政府への貯蓄)

政府は所得格差を是正すべき

Govt must reduce differences

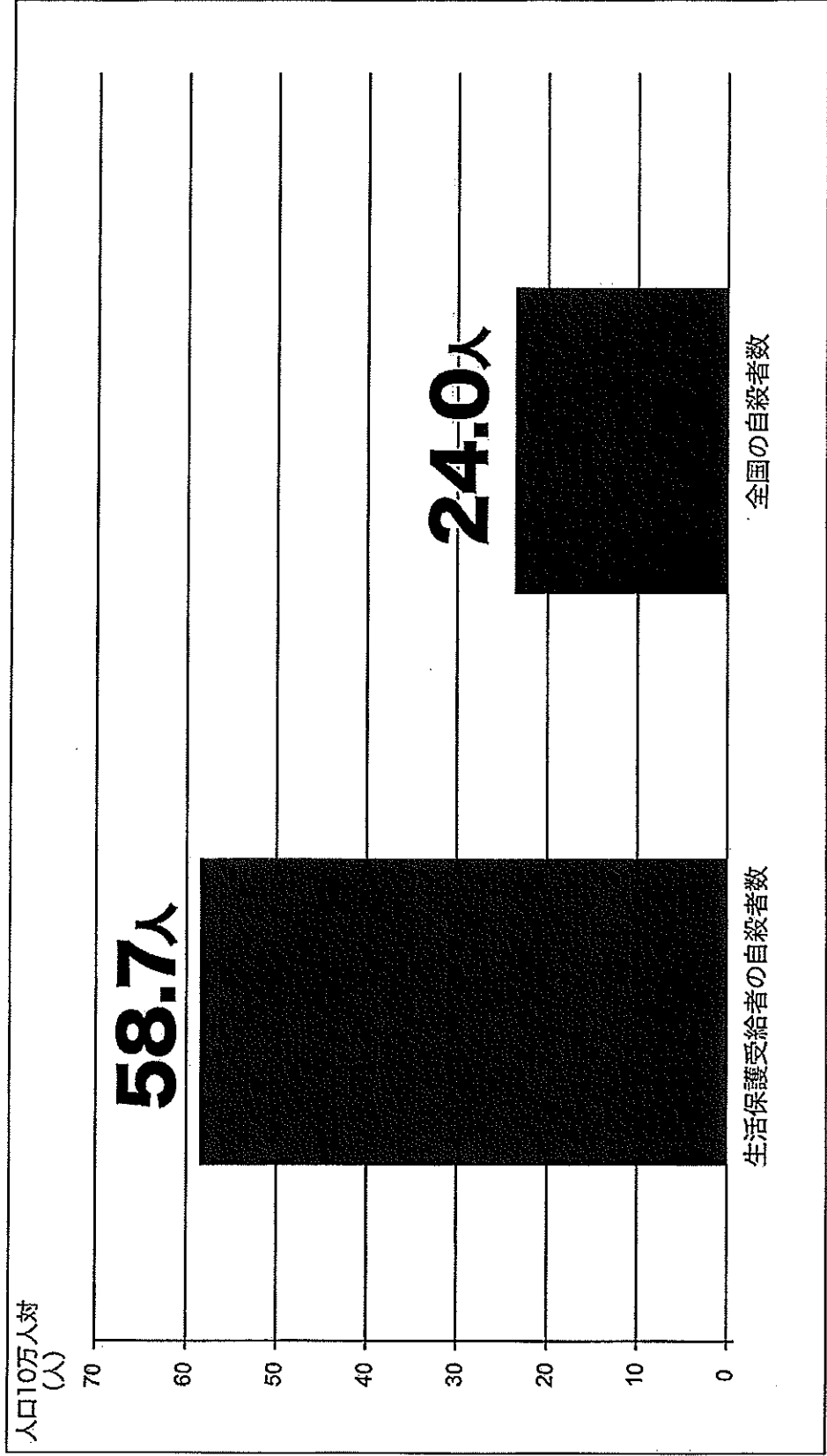
金持ちはもっと税を払うべき

Rich should pay more taxes

	Sweden	US	Others	Sweden	US	Others
Strongly agree	23	10	25	16	20	25
Agree	35	22	35	59	39	50
Neither	22	24	16	22	30	19
Disagree	12	23	14	1	1	1
Strongly disagree	6	14	6	0	1	1
Don't know	3	7	5	2	8	4
Agree-Disagree	40	-5	40	74	57	73

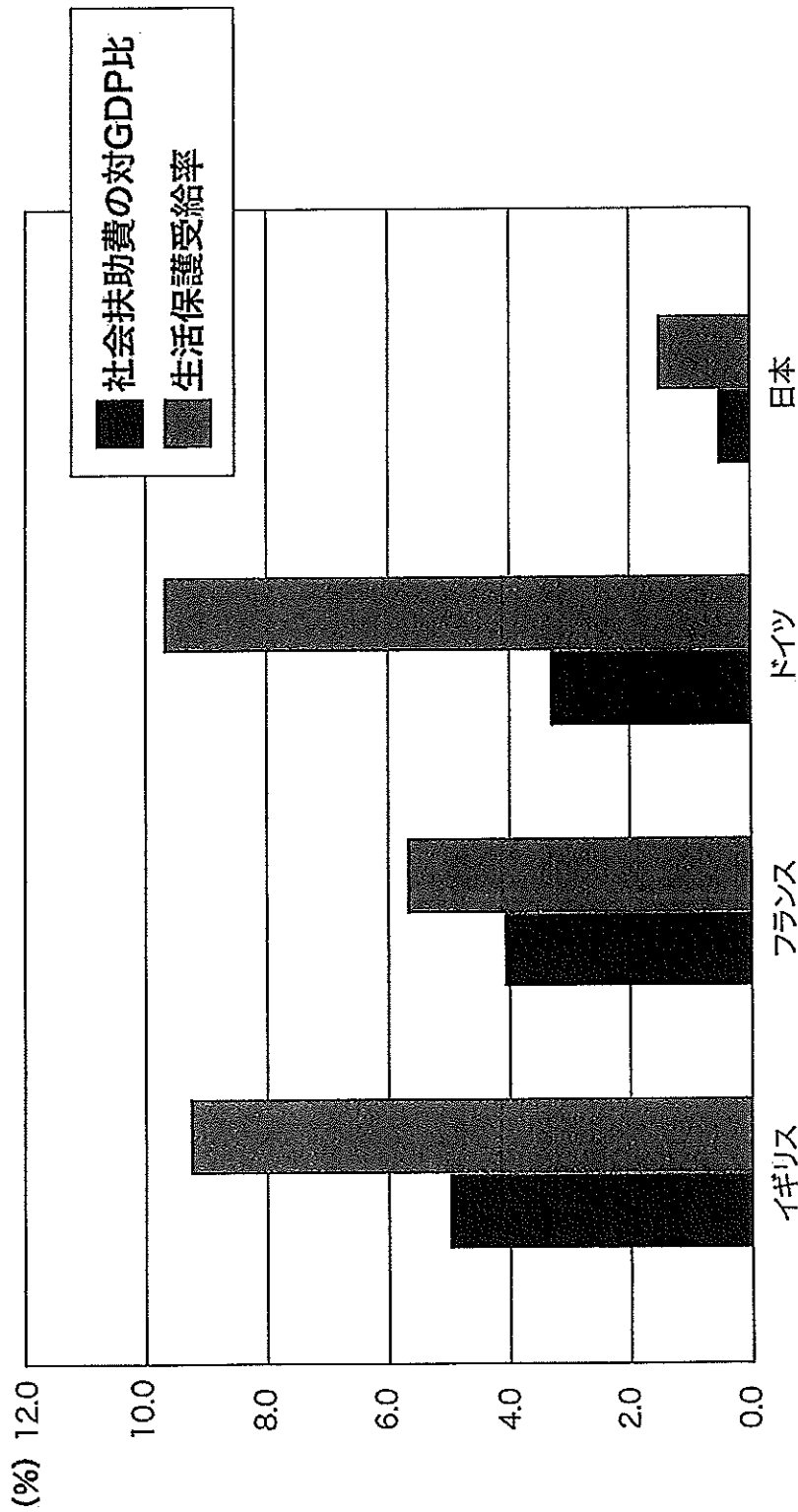
次世代の国づくり

生活保護受給者の自殺者数は全国の2倍以上 人口10万人当たりの自殺者数(平成28年)



厚生労働省資料に基づき長妻昭事務所作成

日本の生活保護支出は低い



(以下の出典にもとづき長妻昭事務所作成)

出典: 尾藤廣喜ほか「Q6 海外の公的扶助制度の現状は?」「生活保護「改革」ここが焦点だ!」あけび書房, 2011.7, pp.101-108.

Willem Adema, Pauline Fron, Maxime Ladaïque "Table 1.1: In Anglophone countries income-testing plays an important role in social policy" "Is the European Welfare State Really More Expensive?" OECD iLibrary, 2011.11.2, p.19.

諸外国の公的扶助制度の比較

平成25年2月5日
厚生労働省社会・援護局保護課

各国の制度	フランス 積極的連帯所得 (RSA)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助 (IS)	日本 生活保護
-------	--------------------------	-------------	----------------	-------------------	------------

対象者
18歳～64歳
※2010年9月に、25歳以上の者から18歳以上の者に改正

生活に困窮する者
(年齢制限なし)

18歳～64歳

16歳～59歳

生活に困窮する者
(年齢制限なし)

2.4%

0.4%

4.1%

2.6%

1.6%

※人口:6245万人
(2009年)
※受給者数:148.3万人
(2009年)

※人口:8247万人
(2008年)
※受給者数:32.5万人
(2008年末)

※人口:916万人
(2007年)
※受給者数:37.9万人
(2007年)

※人口:6240万人
(2011年)
※受給者数:161.1万人
(2011年:暫定値)

※人口:12753万人
(2012年10月1日)
※受給者数:214万人
(2012年10月)

(注)

RSA(積極的連帯所得) +
RMI(参入最低所得) +
API(ひとり親手当)
の受給者数である。

人口に占める公
的扶助制度受
給者の割合

(資料出所) 野村総合研究所「諸外国における公的扶助制度等の調査報告書」(平成20年度厚生労働省社会・援護局委託研究)
厚生労働省大臣官房国際課「2008年～2009年海外情勢報告」
UN, World Population Prospects: The 2010 Revision
Benefit Expenditure Tables, DWP

※ フランスにおいては、2009年6月より「参入最低所得(RMI)」が「ひとり親手当(API)」などととも「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。

研究員Aが武田薬品から受けた研究費等について(2013年12月03日現在) 京都大学

受託研究費 (単位:円)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
A	0	0	0	0	0	0	0	0
所属センター	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

寄附金 (単位:円)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
A	0	0	0	0	0	0	0	0
所属センター	400,000,000	200,000,000	0	0	0	0	0	600,000,000
計	400,000,000	200,000,000	0	0	0	0	0	600,000,000

執筆・講演・監修料等
A なし(2007~2013) (任意の聴き取り)

その他の費用(接遇等)
A なし(2007~2013) (任意の聴き取り)